

会員各位

(一社) 茨城県経営者協会
常陸・那珂地区支部

労務セミナーのご案内

同一労働・同一賃金セミナー&個別相談会

～中小企業の皆様、ご準備はお済ですか？

残りの期間で対応すべき事項をチェック！～

2021年4月パートタイム・有期雇用労働法施行（中小企業）への対応

講師：特定社会保険労務士 山口社会保険労務士事務所 所長 山口 栄一 氏

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

2019年4月より働き方改革が本格稼働し、既に大企業に義務付けられている「同一労働・同一賃金」について、2021年4月からは中小企業に対しても義務化されることとなります。これまでも不合理な待遇差を禁じる法律はありましたが、待遇の説明義務が強化されるなど、より厳格化されることとなります。事業者の皆様には今後これらへの対応が急務となっております。

本セミナーは、ガイドラインや裁判例などを踏まえ、各事業者が法施行までに対応すべき事項を洗い出すとともに、その対応について専門家のアドバイスが必要な事業者には、個別相談へとつなげるセミナーとなります。この機会に是非ご参加ください。 敬具

- 日 時：令和2年12月14日（月）14：00～15：30
- 会 場：東海村産業・情報プラザ（アイヴィル）東海駅から徒歩3分 臨時駐車場あり
（東海村舟石川駅東3-1-1 Tel：029-306-1155） （徒歩5分）
- 参加費：1,000円/名 ※協会会員外は3,000円/名
- 定 員 30名（※新型コロナウイルス感染症の影響により延期または中止とさせていただきます。また、最小催行人数（15名）に達しない場合、中止とさせていただきます）
- 振込先：常陽銀行本店 普通預金 口座 6501 口座名：一般社団法人茨城県経営者協会
- 申込み：11月30日（月）までに申込書に記載の上、下記までご連絡下さい。
追って、参加票等郵送させていただきます。
- 連絡先：一般社団法人茨城県経営者協会 事務局（佐藤、澤畑(英)）
Tel:029-221-5301 Fax:029-224-1109 Eメール:satou@ikk.or.jp

茨城経協（FAX：029-224-1109）

| 労務セミナー（12月14日）参加申込書 | | |
|---------------------|----------|--------|
| 会社名 | | |
| 所在地 | 〒 | |
| 参加者氏名 | 参加者所属・役職 | E-mail |
| | | |
| | | |
| | | |

※ご記入頂いた情報は、講師への閲覧及び受付業務に使用し、事業終了次第、適切な方法で破棄致します。